



平成 30 年 11 月 28 日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-4

～市が不妊治療の経済的負担を助成～

「福生市特定不妊治療費助成事業」を実施します

福生市では、平成 31 年 4 月から、妊娠、出産を希望し、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度に加え、費用助成を行うことで、不妊治療の支援をします。

■不妊治療患者の増加と高額な費用負担

近年、晩婚化等を背景に不妊治療を受ける方が増加しており、不妊の検査や治療を受けた夫婦は、5.5 組に 1 組で、体外受精等で誕生したお子さんは、「約 20 人に 1 人」という厚生労働省のデータもあります。

不妊治療には、通院、入院に伴う身体的負担、治療に関する精神的な負担がかかるとともに、多大な経済的な負担も負わなければなりません。特に体外受精、顕微授精などの特定不妊治療は、医療保険が適用されず、高額な治療費が必要となり、妊娠、出産を希望していても、負担が大きいため、不妊治療に取り組むことができない夫婦もいる状況です。

このことから、「子育てするなら ふっさ」を掲げる福生市では、経済的負担の軽減を図るため、「特定不妊治療費助成事業」を平成 31 年 4 月から実施します。

■助成の内容

特定不妊治療費として支払った額（医療保険適用外）から東京都特定不妊治療費の助成額を差し引いた額について、7 万円を上限に特定不妊治療費の助成をします。

また、妻が特定不妊治療費助成を受けていて、男性不妊治療（精巣内精子生検採取法等）を受けている場合は更に 5 万円を上限として加算します。

【対象者】 東京都の特定不妊治療費の助成を受けた方

【上限額】 特定不妊治療費助成：7 万円

男性不妊治療費助成：5 万円

【例】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定不妊治療費} \\ \hline 50 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{都助成} \\ \hline \text{初回 30 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{市助成} \\ \hline 7 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{自己負担} \\ \hline 13 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$$

【問合せ】 健康課 保健指導係 ☎042-552-0061